

○大府市盲導犬の犬登録手数料等の免除取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、盲導犬によって社会活動を営む身体障害者に対し、大府市手数料条例（昭和45年大府市条例第49号。以下「条例」という。）第6条第3号の規定に基づき次条に規定する手数料を免除することにより、社会参加への援助を目的とする。

(免除対象手数料)

第2条 免除の対象となる手数料は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例別表3の表1の項に定める犬の登録の手数料
- (2) 条例別表3の表2の項に定める犬の狂犬病予防注射済票の交付の手数料

(免除対象者)

第3条 免除の対象となる者は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第8条第2項に基づき国家公安委員会が盲導犬として必要な訓練をした犬又は盲導犬として必要な訓練を受けていると認めた犬で、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第5条の2で定める白色又は黄色の用具を付けた犬を使用しているもの（以下「盲導犬使用者」という。）とする。

(市長の事務)

第4条 市長は、盲導犬使用者から犬の登録手数料又は犬の狂犬病予防注射済票交付手数料（以下「登録手数料等」という。）の免除の申請があった場合は、国家公安委員会が指定した盲導犬育成施設で発行した盲導犬使用者証及び身体障害者手帳を提示させ確認するものとする。

2 前項の免除の申請は、犬登録手数料等免除申請書（第1号様式）による。

3 市長は、第1項の申請内容等を確認後、免除の申請をした者に犬登録手数料等免除承認書（第2号様式）を交付する。

4 市長は、犬の登録鑑札又は狂犬病予防注射済票の交付をするときは、一般の場合と同様に犬登録申請書又は狂犬病予防注射済票交付整理票に必要事項を記載した後、欄外に手数料を免除したことを記載する。

5 前項の鑑札等の再交付については、この要綱を適用しない。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。